

悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定について

悪臭防止法(昭和46年法律第91号。以下「法」という。)第3条および第4条第1項の規定により、次のとおり、規制地域を指定するとともに特定悪臭物質の種類ごとに規制基準を定めたので、同法第6条の規定により公示する。

平成13年4月1日

寝屋川市長 馬場好弘

1 規制地域

寝屋川市の全域

2 規制基準

(1) 法第4条第1項第1号に定める規制基準

	特定悪臭物質の種類	規制基準
1	アンモニア	大気中における含有率が、1,000,000分の1
2	メチルメルカプタン	大気中における含有率が、1,000,000分の0.002
3	硫化水素	大気中における含有率が、1,000,000分の0.02
4	硫化メチル	大気中における含有率が、1,000,000分の0.01
5	二硫化メチル	大気中における含有率が、1,000,000分の0.009
6	トリメチルアミン	大気中における含有率が、1,000,000分の0.005
7	アセトアルデヒド	大気中における含有率が、1,000,000分の0.05
8	プロピオンアルデヒド	大気中における含有率が、1,000,000分の0.05
9	ノルマルブチルアルデヒド	大気中における含有率が、1,000,000分の0.009
10	イソブチルアルデヒド	大気中における含有率が、1,000,000分の0.02
11	ノルマルバレールアルデヒド	大気中における含有率が、1,000,000分の0.009
12	イソバレールアルデヒド	大気中における含有率が、1,000,000分の0.003
13	イソブタノール	大気中における含有率が、1,000,000分の0.9
14	酢酸エチル	大気中における含有率が、1,000,000分の3
15	メチルイソブチルケトン	大気中における含有率が、1,000,000分の1
16	トルエン	大気中における含有率が、1,000,000分の10
17	スチレン	大気中における含有率が、1,000,000分の0.4
18	キシレン	大気中における含有率が、1,000,000分の1

19	プロピオン酸	大気中における含有率が、1,000,000分の0.03
20	ノルマル酪酸	大気中における含有率が、1,000,000分の0.001
21	ノルマル吉草酸	大気中における含有率が、1,000,000分の0.0009
22	イソ吉草酸	大気中における含有率が、1,000,000分の0.001

(2) 法第4条第1項第2号に定める規制基準

ア 特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに次の式により算出した流量とする。

$$q=0.108 \times H_e^2 \cdot C_m$$

この式において、 q 、 H_e 及び C_m は、それぞれ次の値を表すものとする。

q 流量（単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立法メートル毎時）

H_e 法のイに規定する方法により補正された排出口の高さ（単位 メートル）

C_m 法第4条第1号の規制基準として定められた値（単位 百万分率）

次のイに規定する方法により補正された排出口の高さが5メートル未満となる場合については、この式は適用しないものとする。

イ 排出口の高さの補正は、次の算出式により行うものとする。

$$H_e = H_o + 0.65 (H_m + H_t)$$

$$H_m = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + 2.58 V}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} (1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}) + 1$$

これらの式において、 H_e 、 H_o 、 Q 、 V 及び T は、それぞれ次の値を表すものとする。

H_e 補正された排出口高さ（単位 メートル）

H_o 排出口の実高さ（単位 メートル）

Q 温度15度における排出ガスの流量（単位 立法メートル毎秒）

V 排出ガスの排出速度（単位 メートル毎秒）

T 排出ガスの温度（単位 絶対温度）

(3) 法第4条第3号に定める規制基準

特定悪臭物質（アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレリルアルデヒド、イソバレリルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに次の式により算出した濃度とする。

$$C_{Lm} = k \times C_m$$

この式において、 C_{Lm} 、 k 及び C_m は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_{Lm} 排出水中の濃度 (単位 1リットルにつきミリグラム)

k 下表の第2欄に掲げる特定悪臭物質の種類及び同表の第3欄に掲げる当該事業所から敷地外に排出される排出水の量ごとに同表の第4欄に掲げる値 (単位 1リットルにつきミリグラム)

C_m 法第4条第1項第1号の規制基準として定められた値 (単位 百万分率)

1	メチルメルカプタン	0.001立方メートル毎秒以下の場合	1.6
		0.001立方メートル毎秒を超え、 0.1立方メートル毎秒以下の場合	3.4
		0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.71
2	硫化水素	0.001立方メートル毎秒以下の場合	5.6
		0.001立方メートル毎秒を超え、 0.1立方メートル毎秒以下の場合	1.2
		0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.26
3	硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	3.2
		0.001立方メートル毎秒を超え、 0.1立方メートル毎秒以下の場合	6.9
		0.1立方メートル毎秒を超える場合	1.4
4	二硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	6.3
		0.001立方メートル毎秒を超え、 0.1立方メートル毎秒以下の場合	1.4
		0.1立方メートル毎秒を超える場合	2.9

備考 メチルメルカプタンについては、2(3)で算出した排出水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。